

壱岐市訪日観光客向け旅行商品広告支援 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「壱岐市訪日観光客向け旅行商品広告支援」(以下「訪日観光客広告支援」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本支援は、旅行会社が企画・販売する旅行商品の広告宣伝活動等に要する経費の一部を、送客実績に応じて支援することにより、壱岐市の知名度向上を図るとともに、滞在型観光の促進および地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(支援の対象)

第3条 訪日観光客広告支援の対象(以下「支援対象」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たした旅行商品とする。

- (1) 日本国外を発着する旅行商品であること。
- (2) 2名以上の団体(実績ベース)であること。なお、添乗員及びツアーガイドは含まない。
- (3) 壱岐市の宿泊施設に1泊以上すること。
- (4) 壱岐市・壱岐市観光連盟が行う他の誘致事業と併用しないこと。
- (5) 令和8年6月1日から令和9年1月31日までに宿泊する旅行商品であること。

(支援対象者)

第4条 支援金の交付の対象となる事業者は、日本国内の銀行口座を有する海外の旅行会社または、旅行業登録を受けている日本国内に営業所を置く旅行会社とする。
ただし、同一旅行商品で支援をうけることができる旅行会社は、企画・実施を行う主催旅行会社もしくは、現地手配を担うランドオペレーターいずれかに限る。

(支援金の額)

第5条 支援額は1人泊あたり、2,000円(消費税込)とする。なお、添乗員及びツアーガイドは含まない。

(申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、旅行出発日の5日前までに、次に掲げる書類を一般社団法人壱岐市観光連盟会長(以下「会長」という。)に提出する。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(別記1)
- (3) 企画する旅行商品の内容がわかる書類(パンフレット・行程表等)

(支援の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査し、支援金を交付すべきと認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により、事業者へ通知するものとする。

(申請の変更)

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「事業者」という。）が、次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、変更交付申請書（様式第3号）及び変更実施計画書（別記2）に関係書類を添付し、会長へ提出するものとする。

(1) 支援額の増額

(2) 事業の中止

2 会長は、変更交付申請書等について、内容が適当であると認めるときは、変更決定通知書（様式第4号）により、変更決定額を事業者へ通知する。なお、交付決定額に変更が生じない場合は通知しない。

(実績報告)

第9条 事業者は、交付決定を受けた事業の完了後又は毎月事業実施後、翌月10日までに次の書類を会長へ提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第5号）

(2) 送客実績書（別記3）

(3) 企画する旅行商品の内容がわかる書類（パンフレット・行程表等）

(4) その他、会長が必要と認めるもの

(支援金額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績内容の審査及び宿泊施設への宿泊実績の確認等を行い、適正と認めるときは、交付すべき支援金額を確定し、当該事業者へ確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(支援金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者は、請求書（様式第7号）を会長へ提出し、会長は請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に事業者へ支援金を支払うものとする。

(近況報告及び調査)

第12条 会長は、必要に応じて事業者から交付決定を受けた事業について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取消)

第13条 会長は、事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金額の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

(支援金の返還)

第14条 会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、事業者の当該取消にかかる部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第15条 事業者は、当該支援金にかかる証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

1 この附則は、令和8年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現になされている交付申請及び決定等に関する行為については、当該交付要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。